

国の行政組織等の減量・効率化の推進について

平成15年12月22日

社会・経済情勢の変化により、政府に求められる役割が変化してきている。このような変化に適切に対応するためには、政府における人的資源の適切な再配分を行う必要があるが、その一方で、厳しい財政状況の下、政府全体として定員数の純減を求められているという厳しい制約が存在する。この2つの課題に同時に対応するためには、必要性の低下した業務・事務の見直しを行うとともに、ITの活用等により投入する資源をより少なくする等の不断の努力が必要となる。このような観点から、16年度機構・定員審査過程で具体化を図った減量・効率化に関する今後の取組方針を「行政改革大綱」（平成12年12月閣議決定）の実施状況に関するフォローアップの一環としてまとめたものである。

I IT化に対応した業務改革

行政の情報化は、これまで既存の業務・制度を前提とした取組にとどまってきたため、情報化に伴う行政運営の効率化・合理化の効果は限られたものであった。今後、IT導入による行政の減量・効率化を真に実効あるものとするため、「電子政府構築計画」（平成15年7月各府省情報化統括責任者連絡会議決定）に基づくIT化に対応した業務改革の推進に当たっては、ITを最大限活用して最適な業務処理がなされるよう、業務処理過程の重複の徹底した排除、各府省共通業務・類似業務における共通システムの利用や業務システムの一元化・集中化、定型的業務等の外部委託の推進等による業務・システムの最適化を行うとともに、オンライン利用促進の徹底による事務の効率化・合理化を図ることが必要である。

1 オンライン化

(1) 申請・届出等手続のオンライン化

申請・届出等手続のオンライン化の進展に伴い、受付・審査等の事務の縮減による定員削減や、受付事務を行ってきた地方組織の整理統合等の合理化を推進していく。その際、合理化の効果を大きなものとするため、企業対象手続は基本的にオンラインが利用されるようにするなどオンライン利用促進の徹底や、オンライン化に対応した業務の見直しを推進する。

① オンライン利用の促進

「電子政府構築計画」に基づき、申請・届出等手続の簡素化・合理化措置を計画的に推進するとともに、申請件数の多い手続・反復継続して行われる手続を中心に利用者が使いやすいシステムの整備を進めるほか、オンライン利用による業務・システムの効率化に応じた実費を適切に反映した手数料単価の設定、一連の事務処理の電子化による処理期間の短縮など利用者がその利便性を実感できるように努める。

② オンライン化に対応した業務見直し

行政運営の効率化に資するよう、オンライン化に合わせて、手続の統廃合・ワンストップ化、添付書類の廃止等の手続の簡素化・合理化を推進するとともに、申請・届出等を受けて行われる受付・審査等の一連の事務処理について、従来の紙による申請・届出を前提とした業務処理過程・体制の抜本的な見直しを行い、組織・業務の効率化・合理化を推進する。

③ ワンストップサービスの拡大

平成15年度末までに複数府省に同一の申請書類を提出する共管手続の窓口一元化・オンライン化、17年度末までのできる限り早期に輸出入・港湾手続の徹底した見直しによる業務・システムの最適化計画の策定、17年を目標に自動車保有手続のワンストップ化を行い、これに伴う組織・業務の効率化・合理化を図る。

(2) 統計調査のオンライン化

原則として、指定統計調査のうち、企業や事業所を対象とし、同一調査対象を継続して調査するものについては、計画的に調査実施のオンライン化を推進する。また、世帯を対象とする調査についても、情報通信機器の普及状況等を勘案しつつ、オンライン調査の導入について検討する。

承認統計調査、届出統計調査についても指定統計調査に準じた措置をとるものとする。

オンライン化した調査については、利用環境の整備や普及広報活動を積極的に行い、オンライン報告等の促進を図るとともに、その利用状況を踏まえて業務の合理化を推進する。

〔法務省〕

- ① 海港の審査業務を担当する全国の出張所等においては、平成15年7月から乗員上陸許可支援システムの運用を開始しており、今後、オンライン利用促進を徹底する

とともに、運送業者等の利用状況等を見つつ、配置人員の見直しを行う。

- ② 乗員上陸許可支援システムのほか、平成16年度以降在留資格認定証明書の交付申請等に係るオンライン化を進める予定であり、これら申請手続のオンライン化に伴い要員配置の合理化を図る。

〔財務省〕

- ① 平成13年6月に導入されたE D I N E T(証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム)について、16年6月以降、有価証券報告書、有価証券届出書等の開示書類のE D I N E Tによる提出を原則義務化することから、これら開示書類の受付事務等の合理化により、16年度に定員1人を削減する。
- ② 外国為替及び外国貿易法に基づく国際収支統計作成等のための報告手続については、平成17年1月の電子化実施に伴い、報告内容等を簡素・合理化することにより、報告者の事務負担の軽減と行政における報告管理業務等の効率化を図る。
- ③ 法人企業統計調査について、調査票の印刷・発送事務、調査票データ等の入力事務等に関し民間委託を引き続き推進する。また、業務の効率化を図るため、平成15年度より導入したインターネットを活用したオンライン調査の利用を促進する。
- ④ 民間給与実態統計調査について、調査票の印刷・発送事務、調査票データ等の入力事務等に関し民間委託を引き続き推進する。また、業務の効率化を図るため、平成16年度よりインターネットを活用したオンライン調査を開始し、この利用を促進する。

〔文部科学省〕

平成16年度には、初等中等教育機関に加え、高等教育機関までを対象に実施される学校基本調査のオンライン化については、オンラインによる報告件数の動向等を踏まえて、業務の合理化、効率化を検討する。

〔厚生労働省〕

統計業務については、省庁再編に伴う統合メリットを活かした業務の集約化、統計調査の統合等による調査体系及び処理体制の見直し、並びに統計のオンライン化の実施及び民間委託の推進等により合理化・効率化を推進する。これにより今後5年間で50人程度の定員を削減することとし、平成16年度については14人の定員を削減する。

〔経済産業省〕

平成16年度において、業務の効率化により、本省内部部局の定員11人を削減する。

統計調査のオンライン化については、今後も引き続き環境整備や普及広報活動を積極的に行い、オンラインによる提出を負担と感じている事業者等に対して調査依頼に当たっても極力オンライン提出をするように周知徹底を図り、統計業務のオンライン化を推進する。

〔国土交通省〕

自動車登録業務については、平成17年に予定される自動車保有関係手続のワンストップサービス化に向け、次期通常国会までに所要の法律の改正案を提出するなど、法令の着実な整備を進める。

また、自動車保有関係手続のワンストップサービス・システムの稼働開始に伴う登録手続のオンライン申請の導入・普及状況を踏まえ、オンライン化される申請手続に係る一連の事務処理の電子化等による業務の効率化を検討する。

2 内部管理業務（バックオフィス）の効率化・合理化

内部管理業務は、ITの活用及び抜本的な業務改革により、業務の大幅な効率化を図ることが可能である。このため、今後、ITの活用等により内部管理業務の効率化が進められている民間企業並の効率的な業務執行・体制を目指し、「電子政府構築計画」に基づく業務改革（決裁階層を含む業務処理手順の簡素化・標準化、業務処理の一元化・集中化、職員による判断を要しない業務の外部委託化、手続の簡素化、給与支給の全額振込化等）の取組（中央省庁等改革の統合府省においては、併せて統合メリットを活かした一層の業務集約等の取組）を始めとした効率化・合理化を積極的に推進する。その際、IT推進官庁においては、一層積極的にこれらの取組を推進する。

このため、平成16年度から可能な効率化・合理化に着手するとともに、各府省で実施する効率化措置や定員削減等の目標を定めた内部管理業務の合理化計画を可能な限り早期に策定し、17年度以降順次新システムへの移行が予定される人事・給与等業務、16年度早期に最適化計画が策定される共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費業務等の抜本的な効率化・合理化を可能な限り早期に実施していく。

なお、制度所管官庁等は、各府省の抜本的な効率化・合理化が可能な限り早期に実施できるよう、必要に応じ、関係法令の改正を行うとともに、各府省においても合わせて内部規程の見直しを行う。

〔法務省〕

- ① 本省内部部局で内部管理業務等を見直し、平成16年度に定員13人を削減する。
- ② 検察については、総務課業務のうち文書受発送業務、来庁者対応等について外部委託を行う。このほか、地方検察庁における共済業務について高等検察庁へ集約化することについて検討・試行し、実施状況・効果を検証し、配置人員の見直しを行う。
- ③ 公安調査庁については、総務部門において業務の一層の合理化・効率化を図る。（Ⅲ－〔法務省〕②参照）
- ④ 矯正管区に人事、給与管理、共済事務等を集約することについて検討し、集約することとなった場合には配置人員の見直しを行う。

〔財務省〕

- ① 各府省内部管理業務に関する新システムの平成17年度以降の導入に先がけ、決裁階層の削減、給与支給の全額振込化の推進等を通じた、旅費・給与業務など内部管理業務の見直しに伴い、16年度において財務省の定員1人を削減する。
- ② 税務署で使用する各種備品・消耗品の購入及び税務署の施設・設備の維持管理等の契約については、国税局における一括調達契約を引き続き推進する。

〔経済産業省〕

内部管理業務（バックオフィス）の合理化については、積極的な改革を行うために一定の目標を敢えて設定することが有効であるとの認識のもと、経済産業本省内部部局及び外庁の内部管理業務に係る定員を、平成20年度までに40%程度削減することを目標として設定し、定員削減のほか、合理化減の捻出や新規増員の抑制（フロントオフィスやミドルオフィスへの再配置）に積極的に充当する。平成16年度において、本省内部部局の定員につき、内部管理業務（バックオフィス）のアウトソーシングに伴い、定員4人を削減する。特許庁の定員につき、内部管理業務の業務効率化に伴い、定員1人を削減する。また、経済産業局の定員につき、内部管理業務の業務効率化に伴い、定員1人を削減する。

〔国土交通省〕

地方整備局、北海道開発局、地方運輸局等において、内部管理業務等に係る事務の効率化を進めることにより、平成16年度については当該業務に係る定員を48人削減する。

〔環境省〕

内部管理業務について、業務の集約化や業務処理システムの最適化により合理化を図る。平成16年度については、庁舎管理等の集約化やデータ管理業務の効率化により2人の定員の削減を行う。

3 個別業務・システムの効率化・合理化

旧式（レガシー）システムについては、刷新可能性調査の結果を踏まえ最適化計画を策定し、業務・システムの最適化による抜本的な業務改革を行い、新システム移行に合わせて定員削減等の合理化を図る。このため、最適化計画の策定に合わせて、各府省で実施する業務の効率化措置、定員削減等の目標を定めた合理化計画を策定する。

その他の個別業務・システムについても、最適化の実施による業務の効率化・合理化を図る。

なお、上記の取組に先立って効率化・合理化が可能なものについては、最適化の実施を待たずに取り組むこととする。

〔警察庁〕

平成16年春期における全国的情報処理センター用システムに係る機器の更新に際し、照会業務等の迅速化・効率化を図るとともに、刷新可能性調査結果等を踏まえた18年度以降の業務・システムの最適化により更に業務を高度化し、効率化を図る。

〔防衛庁〕

平成16年度から本格的に運用が開始される防衛調達業務の電子化（CALS/EC）については、その利用促進の徹底を図るとともに、庁内業務の効率化、電子化等を進めることにより、業務の合理化を推進する。

防衛施設建設の公共事業支援統合システム（CALS/EC）については、平成16年度から本格的に運用が開始される電子入札システムの利用促進の徹底を図るとともに、その他のシステムの導入状況を踏まえ、庁内業務の効率化、電子化等を進めることにより、業務の合理化を推進する。

〔法務省〕

① 登記業務については、登記事務のコンピューター化及び法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合の進展に加え、平成16年度以降、登記申請のオンライン化が実施されることを踏まえ、コンピューター化等の成果を最大限に活かせるよう、業務処理過程・体制を抜本的に見直すこととし、定員の減量・効率化を計画的に

実施する。

このため、平成16年度に34人を削減するほか、17年度以降についても、オンライン申請の利用状況、各年度のコンピューター化庁における登記申請件数、謄抄本等交付件数、支局・出張所の統廃合の状況等を指標として定員の減量・効率化を行う。なお、オンライン申請については、その利用促進の徹底に努めるほか、利用状況等について、毎年度これを検証することとする。

また、登記情報システムについて業務・システムの最適化の取組を通じて、平成20年度からの新システム移行後の業務の効率性、経済性、利便性の向上及びトータルコストの減を実現することとし、これにより、更なる減量・効率化を行う。

法務局・地方法務局の支局・出張所については、平成16年度以降においても引き続き統廃合を推進する。

- ② 出入国管理システムについて、平成16年度中に業務・システムの最適化に関する調査を実施し、新システムに移行した場合に効率性、経済性、利便性が向上し、かつ、トータルコストの削減が可能か検証を行い、新システムに移行する場合には業務プロセスを見直し、業務の合理化を推進することにより、要員配置の合理化を図る。

〔外務省〕

「新電信システム」の導入（平成16年3月配備開始、17年度末配備完了予定）に伴い、16年度から18年度までの間に、本省及び在外公館に配置されている通信担当官の削減を進めることとし、16年度においては17人を削減する。

さらに、平成17年度までに策定される「新電信システム」の最適化計画にしたがい最適化を実施する際には一層の業務の合理化を進める。

〔財務省〕

- ① 平成14年度に導入を開始した集中電話催告システムについて16年度中に全国拡大を予定していること、タッチパネル方式による自動申告書作成機やインターネットを利用した申告書の作成・検算システムの普及・機能拡充を進めてきたことなど、IT活用による事務の合理化・効率化を踏まえ、16年度に定員94人を削減する。
- ② 平成16年2月に名古屋局で開始し、16年度中に全国拡大を行う電子申告等システム（e-Tax）については、その普及割合に歩調を合わせ一層の事務の電子化を図ることにより、申告書処理事務の効率化を推進する。

電子申告等システムの普及を促進するため、以下の取組を推進する。

- i) 市販の財務・会計ソフト等に電子申告対応の機能を付加することができるよう、電子申告等の利用者用ソフトウェアに関する仕様を公開
 - ii) 納税者が自ら作成する一定の添付書類について申告等の手続に併せて送信できるよう、また、複数の申告等手続を一括して送信できるよう、利便性を向上
 - iii) e-Taxホームページ、リーフレット、ポスター等により、電子申告の利用方法等を広報・周知
- ③ 更に、平成18年度から順次行われる予定のK S K（国税総合管理）システムの最適化の実施に併せて、一層の業務の合理化を進める。
- ④ C u P E S（税関手続申請システム）及びN A C C S（通関情報処理システム）については、マルチペイメントネットワークを利用して手数料等の電子納付（平成16年1月予定）及び関税等の電子納付（16年3月予定）を可能とすることにより、利用者の利便性の向上を図るとともに、その利用の拡大を促し、システム効率を向上させる。これらの取組を通じて通関業務の一層の効率化を図る。

〔厚生労働省〕

社会保険庁における計画的な事務の効率化・合理化にあたり、適用関係業務における申請・届出等手続の電子化、社会保険庁L A Nシステムの拡充、社会保険オンラインシステム等の見直しを進める。（Ⅲ－〔厚生労働省〕①参照）

〔経済産業省〕

特許事務システム（レガシーシステム）については、e－J a p a n重点計画や電子政府構築化計画を踏まえ、レガシーシステムに係る業務・システムの最適化計画を本年度中に策定し、組織、業務体制の見直しを検討する。

〔国土交通省〕

電子入札等公共事業支援統合システム（C A L S / E C）の導入を踏まえ、公共事業の受注者の当該システムの利用促進の徹底を図り、公共事業全体の効率化を進めるとともに、今後のシステム全体の稼働状況、利用状況を踏まえて、一連の事務の効率化により業務の合理化を推進する。

Ⅱ アウトソーシングの推進

1 民間委託等のアウトソーシング

「民間にできることは民間に委ねる」との考えの下、以下により、事務・事業の民

間委託等のアウトソーシングを推進する。なお、その他の事務・事業についても、民間委託等を推進し、事務・業務及び組織の減量・効率化を図る。

〔各府省共通〕

- ① 統計事務（集計、データベースの作成・提供、実査等）については、包括的民間委託を含め、民間委託を一層推進する。

このため、総務省は、各府省における民間委託の進捗状況を毎年とりまとめて、その結果を公表する。

秘密の保護の観点等から民間委託になじまない製表等の事務については、その効率性等を踏まえつつ、独立行政法人統計センターへの委託を推進する。

- ② 公共事業については、事業の性格等を考慮しながら、設計・施工の一括発注方式の導入を引き続き進めるほか、各種調査業務、設計業務を始めとして、民間委託を積極的に進め、行政組織の事務及び事業の減量・効率化を図る。
- ③ 公務員宿舎の管理業務については、民間委託の推進等により、当該業務に専ら携わっている職員の削減を進める。

〔内閣府〕

共通役務業務の民間委託の推進により、平成16年度において内閣府の定員4人を削減する。

〔宮内庁〕

京都事務所における建築関係営繕保守業務として行っている直営工事を民間委託することにより、平成16年度に定員1人を削減する。17年度以降も、引き続き、民間委託等による合理化を推進する。

〔警察庁〕

警察庁の地方機関の通信業務について、民間委託を推進し、平成13年度以降5年間で当該業務に携わる職員を100人程度縮減する。このほか、情報通信技術の高度化等を踏まえ、情報通信部門の業務の特殊性に留意しつつ、業務の効率化に努める。

〔防衛庁〕

- ① 技能・労務職員については、業務の機械化、効率化及び民間委託等により平成16年度に117人を削減する。17年度以降においては、民間委託の推進のための施策等を概算要求までに取りまとめた上で、同要求に反映させ、秘密保全上必要な職種等を除き、採用抑制、民間委託等の合理化を推進し、削減を図る。

- ② 営繕業務（防衛施設）については、秘密保全上職員が行う必要があるもの、民間委託の実益が少ないもの、迅速かつ高度な技術的・行政的な判断が求められるもの等を除き、さらに民間委託を推進することにより業務の合理化を図る。

〔法務省〕

- ① 刑務所等の業務については、民間委託の範囲を拡大し、平成16年度においても、総務系業務、正門警備業務、通訳業務等について民間委託を推進する。

また、厳しい財政事情、定員事情を踏まえ、P F I手法による施設整備を推進することとし、平成17年度には新たな刑務所の整備・運営に関する契約を締結することを目指す。

なお、P F I手法による刑務所の新設に際しては、受刑者の処遇や施設の警備も含め、できる限り民間委託を進めることとするほか、既存の刑務所についてもP F I事業の実施状況を見極めつつ、これまで民間委託している業務にとどまらず民間活力を大幅に活用し、効果的な運用を図ることを検討する。

- ② 入国管理業務については、東京入国管理局における収容施設の拡充に伴い、平成15年度に実施した警備業務の民間委託を16年度においても推進し、今後も同様の措置による業務の効率化、要員配置の合理化を図る。

〔外務省〕

共通役務業務の民間委託の推進により、平成16年度においては、外務省の定員11人を削減する。

〔財務省〕

平成16年度においては、税関独身寮の管理事務に関し、民間への業務委託、寮施設の改善等を行うことにより、15年度に廃止した宿舎専任管理官について、財務省の定員5人を削減する。

〔厚生労働省〕

平成16年度においては、長期失業者の就職促進業務を一部民間委託することにより、当該業務量に相当する定員5人を、パートタイム求職者に対する相談・紹介業務を非常勤職員に行わせることにより、当該業務量に相当する定員40人を削減する。また、民間や地方公共団体との役割分担を踏まえ、職業安定業務の一層の合理化を検討する。

〔農林水産省〕

- ① 農林水産省の統計業務については、多数の農林漁家を対象とする等の特性があるものの、他省庁統計部門には見られない大規模な実査要員を擁していることか

ら、職員調査を必要最小限のものに限定するとともに包括的民間委託を含む民間委託を一層推進するなど調査方法の抜本的見直しを行い、定員の計画的な合理化を図ることとし、統計・情報センターと地方農政事務所との組織統合に併せて実施する。

- ② このほか平成16年度においても、各府省共通の合理化方針に沿って定員の合理化を図る。

〔国土交通省〕

- ① 航空交通管制のメンテナンス業務については、引き続き委託対象施設の拡大による施設の点検・保守作業の民間委託を進め、平成30年度までに概ね800人の定員の削減を図ることとし、16年度は23人の定員の削減を行う。
- ② 海上保安庁の航路標識の保守業務について、可能なものから順次民間委託化を進めることにより、業務の効率化及び要員配置の合理化を行うこととし、平成16年度は6人の定員を削減する。
- ③ 官庁営繕については、業務内容を精査の上、可能なものについて包括的民間委託の手法を含め、民間委託を推進することとする。

平成16年度については業務の効率化により定員を11人削減する。

また、業務の執行等に関する抜本的な評価を行うとともに、平成17年度についても更なる業務の効率化を進め、16年度と同程度以上の定員の削減を図る。

- ④ 北海道開発業務については、民間委託の推進等により、平成16年度に19人の定員の削減を行う。17年度以降も車両管理業務等の民間委託を一層推進し、組織等の減量効率化を図る。
- ⑤ 東京国際空港(羽田)再拡張事業のうち、ターミナル・エプロン等整備事業については、PFI手法により民間活力の活用を行うことにより効率的な事業実施を図る。
- ⑥ 国土地理院については、基準点測量の外注化等の民間委託を引き続き推進し、業務の効率化を図ることにより、平成16年度については、1人の定員の削減を行う。

また、基本的地理情報に係る業務の更なる効率的な実施を図るため、業務体制の在り方も含め検討を行う。

〔環境省〕

国民公園管理事務所に係る管理業務については、可能な限り民間委託することにより業務の効率化・合理化を推進する。技能・労務職員の採用は今後行わない

ものとする。

2 独立行政法人等への移行

以下のとおり、国の行政組織の事務・事業の独立行政法人等への移行等を行う。

その他の事務・事業についても、国が直接実施する必要があるかどうか常に見直すこととし、独立行政法人制度の趣旨、目的に沿う事務・事業については独立行政法人に移行するなど、国の行政組織等の減量・効率化に積極的に努める。この場合、既存の独立行政法人を活用するなど組織の肥大化を来たさないように対処する。

〔総務省〕

無線局検査については、認定点検事業者制度により、引き続き民間能力の活用を推進することとし、その効果を踏まえ引き続き検討を進める。

〔文部科学省〕

- ① 国立大学（国立短期大学を含む。）及び大学共同利用機関（メディア教育開発センターを除く。）については、平成16年4月1日に、各々、国立大学法人及び4大学共同利用機関法人に移行する。これに伴い、文部科学省の定員125,802人を削減する。なお、メディア教育開発センターについては、16年4月1日に独立行政法人に移行する。これに伴い、文部科学省の定員97人を削減する。

国立高等専門学校については、平成16年4月1日に独立行政法人国立高等専門学校機構に移行する。これに伴い、文部科学省の定員6,731人を削減する。

大学評価・学位授与機構については、平成16年4月1日に独立行政法人に移行する。これに伴い、文部科学省の定員152人を削減する。

国立学校財務センターについては、平成16年4月1日に独立行政法人国立大学財務・経営センターに移行する。これに伴い、文部科学省の定員23人を削減する。

- ② 国立大学等の法人化に伴い、文部科学省本省においては、国立大学等関係業務の見直しを行い、文部科学省の定員53人を削減する。

また、これに併せて文教施設部の業務の在り方を見直し、7工事事務所全てを廃止するとともに、公立学校施設や科学技術関係施設を含めた文教施設全般に関する施策を一元的かつ総合的に推進する文教基盤企画部（仮称）へと組織を再編する。

- ③ 文部科学省が行っている学生支援業務（留学生支援業務を含む。）の一部については、平成16年4月1日に日本育英会を廃止した上でこれを統合し、同年4月1日

に設立される独立行政法人日本学生支援機構において実施する。これに伴い、文部科学省の定員 91 人を削減する。

- ④ 文部科学省（東京大学海洋研究所）が行っている研究船に係る業務については、平成16年4月1日に海洋科学技術センターを廃止した上でこれを統合し、独立行政法人海洋研究開発機構において実施する。これに伴い、文部科学省の定員 63 人を削減する。

〔厚生労働省〕

- ① 国立病院・療養所については、平成 16 年 4 月 1 日に独立行政法人国立病院機構に移行する。これに伴い地方厚生局等を含め厚生労働省の定員を 43,548 人削減する。

昭和 61 年の当初再編成計画の未実施施設及び平成 11 年 3 月の再編成計画見直しによる追加対象施設であって独立行政法人が引き継いだ再編成については、移譲、統合又は廃止を着実に実施する。

個別施設の在り方については、遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期計画期間終了時に速やかに検討を行い、結論を得、その結果に基づき、中期計画に盛り込むなど所要の措置を講ずる。

原則として、独立行政法人への運営費交付金の算定基準には人件費を盛り込まないこととし、人件費は診療報酬財源によって賄うこととする。また、独立行政法人移行後は、業務量に応じた職員配置や病棟集約による効率的な病床運営などの業務効率化方策を推進する。

- ② 厚生労働省（国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センター）が行っている医薬品等に関する審査関係業務については、特殊法人等整理合理化計画に基づき、平成 16 年 4 月に国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センターと医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構等が統合して設立される独立行政法人医薬品医療機器総合機構において実施する。これに伴い厚生労働省の定員を 73 人削減する。

〔農林水産省〕

動物医薬品検査所については、検査検定業務の減量・効率化を図り、その進捗状況を踏まえつつ、引き続き検討を進める。

〔経済産業省〕

特許庁において、工業所有権研修所の研修業務（定員 9 人）及び外部向け情報提供業務の一部等（定員 15 人）を独立行政法人工業所有権総合情報館に移管し、定

員24人を削減する。今後、情報システム業務等についても更に同法人への移管を行い、定員の削減を図る。

〔国土交通省〕

船舶検査、航空機検査については、今後とも事業場認定制度の活用等による民間能力の一層の活用を推進することとし、その効果を踏まえ、引き続き検討を進める。

Ⅲ その他事務・事業及び組織の合理化等

上記Ⅰ、Ⅱに加え、各府省においては、事務・事業の見直し、組織体制の見直し等により、一層の減量・効率化を図る。

この中で、行政の在り方の事前規制型から事後チェック型への転換、行政による民間活動への過度の関与となる補助・振興行政の見直しにより、これらに係る部門の合理化を進める。

「三位一体の改革」を推進する中で、地方向けの国庫補助負担金の廃止・縮減等に伴い、これらに係る部門の合理化等を図る。

〔内閣府〕

- ① 旧那覇食糧事務所の定員に相当する部分については、平成14年度末定員をもととして、農林水産省食糧事務所全体の定員に相当する部分の削減（Ⅲ－〔農林水産省〕②参照）と同程度の割合で縮減することを目指す。
- ② 本省の課室の削減に併せて業務の見直しを行い、平成16年度において内閣府の定員2人を削減する。
- ③ 迎賓館について業務の見直しを行い、平成16年度において定員2人を削減する。
また、我が国唯一の国公賓接遇施設としての特殊性にも留意しつつ、17年度の京都迎賓館（仮称）の開館に合わせて、業務の効率化を進め合理化を図る。

〔公正取引委員会〕

- ① 下請法に関する相談等の一定の事務については都道府県へ委託することにより、平成16年度に定員1人を削減する。17年度以降も引き続き都道府県への委託による合理化を推進する。
- ② 景品表示法に関する事務については、都道府県による事務処理の範囲を拡大することにより、平成16年度に定員1人を削減する。また、景品表示法の処理手続の見直しにより、16年度に定員1人を削減する。

〔警察庁〕

- ① インターネット侵入検知装置等の資機材の充実・活用により、情報通信部門におけるネットワークセキュリティ業務を一層高度化し、効率化を図る。
- ② 技能・労務職員について、業務の民間委託、効率化等により平成16年度に12人削減する。
- ③ 平成16年度組織改正において、銃器対策課と薬物対策課が統合されることを受けて、業務の効率化を図り、これに伴い定員2人を削減する。

〔防衛庁〕

- ① 平成16年度末までに、札幌防衛施設局旭川出張所、仙台防衛施設局青森防衛施設事務所及び広島防衛施設局山口防衛施設事務所を廃止する。
- ② 防衛施設の建設・管理等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告（平成15年10月）を踏まえ、業務運営の効率化及び合理化を図るとともに、業務指標等を勘案した業務量に基づく要員算定方法を検討・導入し、17年度から定員再配置等を実施して、適正な要員配置を図る。

〔金融庁〕

- ① 金融検査について、検査マニュアルの作成・公表、民間出身専門家の登用や研修の充実等により、事務の効率化を図る。平成16年度においては、証券取引等監視委員会との証券会社合同検査の効率的実施により、定員2人を削減する。
- ② 証券取引監視について、自主規制機関との密接な情報交換や金融検査との連携、民間出身専門家の登用や研修の充実等により、事務の効率化を図る。平成16年度においては、証券総合システムの拡充により、定員2人を削減する。

〔総務省〕

- ① 総合通信局出張所（11出張所）については、平成16年度に2箇所を廃止するとともに配置定員6人を削減する。また、他の出張所については、本局への集約に伴う支障等の対策を講じた上で、17年度以降順次廃止するとともに配置定員の合理化を検討する。
- ② 恩給支払事務における受給権調査を平成16年度から隔年化することにより、配置定員5人を削減する。
また、恩給受給者数の推移を踏まえ、業務量の変化に見合った体制とするよう合理化の検討を進める。
- ③ 内部管理業務その他の業務の見直しにより、平成16年度において総務省の定員6人を削減する。

〔法務省〕

- ① 入国管理業務については、警察等との連携の強化、特に合同摘発を積極的に推進することにより、摘発業務の効率化に努める。

地方入国管理局出張所については、平成16年度においても縮減を図るとともに、17年度以降においても、業務量、周辺に在留する外国人の数、出張所を統廃合した場合の関係者への影響等を総合的に勘案しつつ、海型から内陸型への再編を進める。

- ② 公安調査庁については、以下のとおり平成20年度までの減量・効率化計画を策定する。

ア 定員の見直し関係

昨今の国際情勢を勘案して今後とも所要部門に集中的な人員配置を図るほか、より効果的な業務運営を図る観点から、総務部門において業務の一層の合理化・効率化を図ること等により、平成20年度までに90人を削減する。このうち16年度には19人を削減する。

なお、公安調査庁の果たすべき役割の変化や総務部門における情報システムの活用等の状況を踏まえ、業務の在り方及び定員規模について適宜見直すものとする。

イ 組織の見直し関係

組織の合理化も含め全般の在り方については、引き続き検討を続け、平成17年度末までに結論を得る。

なお、公安調査庁の果たすべき役割の変化を踏まえ、業務の在り方及び組織について適宜見直すものとする。

〔外務省〕

- ① 在外公館（実館）については、平成16年度及び17年度の2箇年で5公館を目途に廃止することとし、このうち16年度には3公館を廃止する。また、引き続き、在外公館の設置状況等を見直し統廃合等を推進する。
- ② 平成15年度から19年度の5箇年において、全在外公館の定員の約1割（300ポスト）の定員についての見直しを行うこととし、16年度においては95ポスト（新電信システムの導入に伴う在外公館の通信担当官の削減5（I-3〔外務省〕参照）を含む。）の見直しを行う。
- ③ 機構改革に併せて業務の見直しを行い、平成16年度において外務省の定員8人を削減する。

〔財務省〕

- ① 酒類分析鑑定業務について、酒類鑑評会・講習講話事務等の見直しによる業務の合理化・効率化により、平成16年度に定員8人を削減する。
- ② 税関の出張所については、平成16年度において1箇所を整理統合する。
- ③ 国有財産管理事務については、国有財産の売却を一層促進するためにも、包括的民間委託の徹底等による業務の合理化・効率化を図る。これに伴い、管財部門の体制の見直しを検討する。

当面、国有財産管理事務の合理化・効率化について、以下のとおり推進する。

- i) 国有財産の鑑定評価事務について、業務量に応じた適正な定員配置等の観点から、平成16年度は定員2人を削減するとともに、財務局間の定員再配置を行う。更に、鑑定評価の簡素化、審査事務の合理化等、徹底した事務の合理化・効率化に関し検討する。
- ii) 相続税物納等による未利用国有地の売却事務について、最低売却価格を公表した入札及び鑑定評価の簡素化に伴う事務の効率化により、入札件数の大幅な増加を図り、新規に引き受けた物納財産を1年以内に売却に付す体制を構築する。
- iii) 相続税物納の引受事務について、貸付料の滞納が発生している財産等の収納不適當な財産の基準の明確化、物納申請から物納許可までの期間短縮等により、物納引受未済財産や管理・処分困難財産の徹底した縮減を図り、これら財産に係る事務の縮減を図る。また、現在管理している権利付財産について、債権管理事務の適正化に万全を期すとともに、事務の縮減を図るため、一層の売却促進に努める。
- iv) 公務員宿舎の管理事務について、民間委託の推進等により徹底した合理化・効率化に努める。

〔厚生労働省〕

- ① 産業構造や雇用形態の変化、高齢化や年金受給者の増加等に伴い、社会保険の的確な運用が求められていることを踏まえ、今後9年間で、情報処理技術の活用や外部委託の推進等により、以下のとおり事務の効率化・合理化を計画的に実施し、職員が対人サービス等の新たな業務に機動的に対応できる体制を整備する。事務の効率化・合理化により平成16年度において厚生労働省の定員を110人削減する。
 - i) 適用関係業務については、申請・届出等手続の電子化を実施するとともに、紙で提出された主な適用関係届もパンチ委託により磁気媒体化する。給付関係業務については、平成17年度を目途にインターネットで受け付けた申請書等を社会

保険オンラインシステムに直接記録することを可能とする。これにより入力業務に係る要員の合理化を図る。

ii) 平成 16 年度より、社会保険庁 L A N システムを拡充し、諸報告、統計業務の効率化を図る。

iii) 平成 17 年度より柔整療養費支給事務のうち書類審査及び資格点検事務を機械化し、事務の効率化を図る。

iv) 社会保険事務所単位で行っている納入告知書の作成・発送業務を事務局単位で集約化のうえ、業務を外部委託する。

v) いわゆるレガシーシステムである社会保険オンラインシステム等について、外部専門家による刷新可能性調査結果を踏まえ、既存の業務処理手続をシステム設計面から見直し、現行の業務処理過程の数を可能な限り減少させる新たな処理システムの構築を目指す最適化計画を策定する。これに伴い、現行業務にそのまま最新の I T を適用するだけでなく、コスト面及び人員面から、既存の業務処理手続の見直しを行い、平成 20 年度以降、業務の効率化・合理化を図る。

vi) 業務運営の効率化・合理化の進捗状況を費用対効果の観点から検証するため、平成 16 年度より社会保険庁の業務について活動基準原価計算（A B C）の手法の導入にかかる検討を行う。

② 事業主等の利便性の向上と行政事務の効率化を図る観点から、当面以下のとおり社会保険と労働保険の徴収事務の一元化を図る。

i) 平成 15 年 10 月より、インターネットにより事業主が保険料徴収関係の届出を含め両保険の各種届出を一括して行うことができるようにしたところであり、これにより、入力事務に係る要員の合理化を図る。

ii) 保険料徴収事務を一元的に処理するため、平成 15 年 10 月に全国の社会保険事務所に設置した社会保険・労働保険徴収事務センターにおいて以下の業務を実施し、16 年度中に職員を社会保険・労働保険の双方の制度や事務処理方法等に習熟させて双方の事務処理を執行できるようにし、17 年度から要員の合理化を図る。

ア 保険料算定の基礎となる賃金や保険料額の届出の受付

イ 賃金・保険料額に関する事業所調査の実施

ウ 滞納整理の実施

エ 事業所説明会の開催

社会保険・労働保険の各制度の趣旨や徴収事務センターにおける事務処理状況を踏まえ、平成 17 年度までに更に効率化できる事務処理方法や一元化可能な事務につ

いて検討し、可能なものから逐次実現を図る。法律改正が必要な事項についても速やかに検討を進め、17年度までに結論を得て、社会保険又は労働保険の制度改正に合わせて、可能なものから所要の措置を実施する。

- ③ 公共職業安定所において分掌している、政府以外の行う労働力需給調整事業に対する指導監督等の業務について、平成16年度から都道府県労働局に移管（公共職業安定所から都道府県労働局に151人を振替）し、職員の専門性、業務の効率性を高めるとともに、職業安定行政と労働基準行政の連携を強化する。
- ④ 労働基準監督署及び公共職業安定所については、業務量を勘案するほか、規制緩和等による状況の変化等に対応して組織の在り方について必要な見直しを図ることとし、平成16年度に7労働局管内で統廃合を実施し、7箇所の廃止に伴い配置定員25人を削減する。17年度以降についても、引き続き、毎年4～5労働局管内を目処に統廃合を検討する。

〔農林水産省〕

- ① 地方農政事務所と統計・情報センターについては、第156回通常国会で講じた法的措置に基づき、平成18年度に統合する。
- ② 旧食糧事務所業務のうち、主要食糧業務に係る定員は、平成14年度末の5,900人を向こう10年以内に1/3程度にまで縮減することを目指すとともに、旧食糧事務所全体の定員に相当する部分については、14年度末定員の8,843人を向こう10年以内に約3,000人削減することを目指し、16年度は390人の定員の削減を行う。
- ③ 旧食糧事務所業務のうち、リスク管理業務等に係る定員については、上記削減のほか、情勢の変化を踏まえ、合理化等見直しを行う。
- ④ 平成15年度における旧統計情報事務所の52出張所統合に伴う定員削減については、16年度及び17年度に各16人の定員の削減を行う。
- ⑤ 国有林野事業については、国有林野事業の改革のための特別措置法（平成10年法律第134号）に基づき、引き続き職員数の適正化を推進することとし、平成16年度は国有林野部門108人の定員の削減を行う。

また、平成16年3月末に森林管理局分局等暫定組織の廃止等を行い、ブロック単位の7森林管理局及び流域単位の98森林管理署等の体制の下で適切な管理経営を行う。

〔経済産業省〕

- ① 特許審査の周辺業務について、その効率化を図るとともに、特許審査における特

許性の判断のために必要な先行技術調査のアウトソーシングの拡充に引き続き取り組む。また、専門性の高い非常勤調査員を拡充することにより、業務の効率化を図る。

なお、次期通常国会に提出予定の特許法等の一部改正法により、指定調査機関の指定基準から公益法人要件を削除し、先行技術調査の実施機関の一層の充実を図る。また、先行技術調査の出願人への徹底について、平成14年9月に導入された先行技術文献の開示義務制度の効果を検証しつつ、更に必要な取組の検討を進める。

- ② 平成16年度において、業所管行政の業務の効率化を行い、本省内部部局において定員3人を減ずるとともに、経済産業局において、定員1人を減ずることとし、計4人を削減する。

また、事前規制行政の自由化に伴う減量については、大規模小売店舗法関連の事前規制の見直しを踏まえた業務の効率化により、本省内部部局の定員2人を削減する。

- ③ 平成12年度に国の専売が廃止され、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）が特例業務として実施しているアルコールの製造・販売業務について、18年4月を目途にNEDOのアルコール製造部門を暫定的な特殊会社とし、2年以内に民間への株式売却を開始し、できるだけ早期に完全売却を図る。このため、引き続き民営化に向けた取組を進めることとし、組織体制や人員の合理化、業務運営の効率化を推進する。

- ④ 鉱山保安、経済産業局の産業保安業務について、今後とも業務の実効的・効率的な実施を図ることとし、平成16年度においては資源エネルギー部、電力・ガス事業部、環境資源部の業務分担の見直しにより、定員8人を削減する。

次期通常国会に提出予定の鉱山保安法改正案において行われる予定である規制体系の見直しと並行して、今後の業務の実施体制の在り方を検討する。

〔国土交通省〕

- ① 航空保安業務については、業務の拠点官署への統合化や保守業務の民間委託により業務の効率化及び要員配置の合理化を進めることとし、当面、以下のとおり減量・効率化を進める。

i) 管制業務

平成20年度以降の新管制卓の導入により、管制業務の効率化を図り、航空交通管制部において約80人の定員の削減を行う。

また、衛星を用いた次世代航空保安システムの整備及び 24 時間運用官署における新勤務体制の導入により、要員配置の合理化を進める。平成 16 年度は、札幌航空交通管制部及び新東京空港事務所において新勤務体制を試行的に導入することに伴い、3 人の定員の削減を行う。

ii) 運用業務

平成 16 年度までに飛行援助センターの整備を進め、管制通信業務及び管制情報業務を統合して行う管制運航情報官を設置することにより定員削減を行うこととしており、同センターの整備が完了する 16 年度においては、18 人の定員の削減を行う。

- ② 中部国際空港(平成16年度末に開港予定)の施設管理に関する業務を中部国際空港株式会社が行うことに伴い、従来大阪航空局名古屋空港事務所が行っていた名古屋空港の施設管理に関する業務が廃止されることを踏まえ、16年度においては、2 人の定員の削減を行うとともに、17年度においては、14 人の定員の削減を行う。

- ③ 気象業務については、次のとおり減量・効率化を進める。

i) 測候所

測候所については、リモートセンシング等自動観測技術の今後の進展状況等を踏まえつつ、地方における気象業務実施体制の再構築を図る観点から、整理が可能となったものから順次地方气象台等に統合し、要員配置の合理化を進める。

ii) 航空気象業務

航空気象業務については、運輸多目的衛星等を活用した ATM 構想に対応するとともに、全空港への飛行場予報の提供体制の構築を図るため、地域拠点空港概念の導入等により、今後数年以内に飛行場予報業務の集約化による効率的な業務実施体制の構築を図ることとし、必要な技術開発等を含め所要の検討を進める。

また、地方空港で実施している航空気象観測業務の一部について、観測データの品質や恒久的な提供の確保等の条件が整ったものから、順次委託化する方向で検討を進める。

iii) 気象研究所

平成16年度において、気象研究所の研究実施体制の効率化を図ることにより、1 人の定員を削減する。

iv) その他

その他の気象業務についても、効率的な業務運営を進めることとし、今後の機

械化・自動化の進捗状況を踏まえつつ、引き続き組織等の減量・効率化を進める。

- ④ 海事事務所については、平成 14 年 7 月の地方運輸局の再編を踏まえつつ、16 年度までに小規模事務所の統合を進めることとしており、16 年度は 4 事務所の統合を行うことにより、11 人の定員を削減する。
- ⑤ 交通調査統計業務について、社会経済情勢の変化等に的確に対応するため、既存統計の廃止・統合や簡素・合理化を含めた抜本的な見直しを行うことにより、平成 18 年度末までに統計業務の効率化を行い、これにより要員配置の合理化を進める。
- ⑥ 海上保安庁については、次のとおり減量・効率化を進める。

- i) 航路標識事務所の統合

航路標識事務所については、沿岸域情報提供システムの整備等海上保安業務の執行体制の強化及び航行援助機能の強化を図る観点から、平成 17 年度までに、原則として全ての事務所を海上保安部に統合し、要員配置の合理化を進めることとし、16 年度は 21 事務所を海上保安部に統合する。

- ii) 統制通信事務所の統合

統制通信事務所については、情報処理能力の強化や多様化する海上保安業務の迅速かつ的確な実施を図るという観点から、管区海上保安本部救難課への統合を進めることとし、統合未実施の 5 事務所について、今後条件が整い次第順次統合を進めることにより、業務の効率化及び要員配置の合理化を行う。

- iii) 海図作成業務の見直し

海図作成について、今後、海図作成用のフィルム原版のデジタル化が進められることを踏まえ、平成 18 年度末までに海図作成業務の見直しを行うことにより、海図作成業務に係る要員配置の合理化を進める。

- iv) 海上交通管制業務の見直し

SOLAS 条約に基づき、今後平成 20 年までの間に国際船舶や旅客船に対する船舶自動識別装置 (AIS) の搭載が義務付けられることを踏まえ、海上交通センターの航行管制業務の見直しを行い、要員配置の合理化を進める。

〔環境省〕

国立公園・各種保護区に対する自然保護事務所の管理業務の合理化を図る。平成 16 年度については 1 人の定員の削減を行う。